

■ 学校インターンシップに関する問い合わせ先

大阪教育大学 教育実践支援ルーム (担当: 水本・上野) 取扱時間: 8:30～17:00 (土・日・祝除く)

〒582-8582 大阪府柏原市旭ヶ丘4-698-1 TEL: 072-978-4034, 3416 FAX: 072-978-4018

E-mail: epsroom@cc.osaka-kyoiku.ac.jp



令和6年2月～令和7年1月実施

学校インターンシップ 学生受入のお願い

大阪教育大学では、実践力を備えた将来の教師を育てるため、学校インターンシップをおこなっています。本学の学校インターンシップでは、大学で学ぶ理論と学校現場での実践を結びつけ、学校現場での対応力と実践的指導力を高め、教員に必要な資質を養います。近い将来地域の教師となって、学校教育を担う人材の育成をめざします。

現在、大阪を中心とした近畿各府県下の小学校・中学校・義務教育学校・高等学校において、学生自らの居住地域およびその近辺の学校現場で活動し学ばせていただいております。

本学学生の受入をお願いします。

学校インターンシップによって学生をこのように育てます

本学では、学校インターンシップに参加する学生に事前・事後指導および必要に応じて中間指導を行っています。学校インターンシップに参加することで、自分が抱える課題をどのように克服していくか、どのように成長していくことができるかについて、ふりかえりの重要性に着目させながら取り組ませます。

教育実習と同様、学校インターンシップを教職に就く将来世代を育てる重要なプロセスと位置づけています。

その1 理想の教師像を持たせる

学校インターンシップに参加し、先生方が仕事をされている姿を見て、学生は理想の教師像を持つようになると言われています。理想の教師像を持つことができるようになると、それが自分にとっての1つの目標になります。理想の教師像に近づくためにはどのような努力や学修が必要かを考えさせ、これまでの自分の学修をふりかえらせます。

その2 大学で学んだことと結びつけさせる

大学で学ぶ理論と学校インターンシップで経験する実践を結びつけることが大切です。教職の専門性を身に付けるためには自分の経験をふりかえり、意味づけができるようになることが重要であることを指導します。

その3 人と関わることに自信を持たせる

教職に関心を持ち教員養成課程に進学したものの、人との関わりに自信を持てず、教職への志望を迷っている学生がいます。調査結果から、その原因は、大学入学までに人と関わる経験が十分でないことと推察されています。このような学生が学校インターンシップに参加し、学校で子どもや教師と関わる経験を通して自信を持つことができるようサポートします。

その4 教師志望の学生のモチベーションをさらに向上させる

学校インターンシップに参加すると教員採用試験に合格したいという動機が高まり、よく勉強するようになり、その結果試験に合格する傾向があるといわれています。教育実習だけではなく、学校インターンシップに参加して学校での実践的な学びを増やすことで、学生が希望する自治体等で教師になるという夢の実現につなげます。

学校インターンシップの概要

》大阪教育大学の学校インターンシップの目的

学生が子どもや教職についての理解を深め、教師としての実践力を養うために、学校などの現場での実践的な活動の経験を充実させるとともに教育実習を補完します。

》受入をお願いする学生

以下の学生の受入をお願いします。

課程・専攻・コース		回生	受入をお願いする校種
学校教育教員 養成課程	小中教育専攻	2 3 4	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校等
	中等教育専攻		
	特別支援教育専攻		
養護教諭養成課程			
初等教育教員 養成課程	幼児教育専攻	2	大学と学校が直接受入を調整するため、 学生の受入をお願いすることはありません。
	小学校教育 専攻		
	夜間コース 昼間コース		
		2	小学校等

※上記には、外国にルーツのある児童生徒への指導や人権教育に関する教育課題について体系的に学んでいる学生がおります。

学生が、次の条件に当てはまる学校を訪問し、学校インターンシップの受入を依頼します。

- ① 学生が居住する市町村あるいはそれを含むブロックや地域
- ② 学生の居住地と本学との通学経路上やその周辺の市町村
- ③ 教員採用試験の受験を希望する自治体
※本学から概ね片道50km程度以内の市町村に限ります。

》活動期間と時間

活動期間	期間中の活動時間
令和6年2月13日～令和7年1月10日	60時間

※年度初めの4月より2ヶ月早め、2月から活動を開始することができるようになっています。4月・9月あるいは5月の連休明けからなど、受入校で活動開始日を設定できます。
※活動時間の計算には、1時間未満は切り捨てます。
※60時間を超えて活動の継続を学生が申し出た場合、受入の可否を学生に回答してください。本学「学校サポーター活動(大学公認ボランティア)」に位置づけます。

》活動パターンと活動時間帯

活動パターン	活動時間	活動が可能な時間帯
①短期活動型	大学の春休みや夏休みなどの休暇中	概ね8時～17時
②長期活動型	大学の講義期間中の毎週特定の曜日	
③短期と長期の組合せ型	①と②を合わせた期間	

※大学での講義や教務関連行事等がある日時は学校インターンシップの活動はできません。
※新年度になると、学生の大学の時間割が変わるため、活動日時の再調整が必要になる場合があります。

》費用負担

学校インターンシップは本学の学位プログラムにおける授業科目に位置づけられていますので、教育委員会や学校、本学が学生の学校インターンシップの活動に対して費用を支払うことはありません。交通費や昼食代、その他の経費は学生本人が負担します。

》活動内容

本学では、学校インターンシップの活動を次のように定めております。

大阪教育大学が定める学校インターンシップの活動
1. 学校インターンシップの内容は、受入校の管理監督下でその指示により行われる、次のような活動の補助とする。 (1) 各教科・領域(特別活動、自立活動)、総合的な学習の時間などの授業や活動 (2) 朝の学習や放課後などの時間における学習指導 (3) 運動会・文化祭など、学校行事 (4) その他、学校の教育活動
2. 宿泊を伴う活動は行わない。 水泳指導、クラブ活動、配慮を必要とする児童・生徒等への対応等も学生単独では行わない。

具体的な活動には例えば次のようなことが考えられます。

〈子どもとのかかわり〉

個性や生活背景など、多様な子どもへの理解を深め、対応力を育てます。

- 休み時間に子どもと遊ぶ
- そうじなどの作業を一緒に行う
- クラブ活動や行事などで子どもと活動する

〈教師の仕事の補助、支援〉

授業や学級指導に加え、多様な職務内容に対する理解を深め、視野を広げます。

- 子どものノートや課題提出物を整理する
- 授業で用いる教具などを準備する
- クラブ活動や行事などの準備を行う

》受入校へのお願い

学校インターンシップは教育実習とは異なりますので、教育実習のように学生の指導や評価をお願いすることはありません。

学生に出席表を持たせ、活動時間数を記録させます。60時間の活動が終わる活動最終日には、学生は活動時間の集計を行い、校長先生の署名をいただきます。出席表は紛失による情報漏えいを避けるために、活動期間中受入校で預かっていただきます。

学校へは公共交通機関を利用するよう学生に指導していますが、学校や自宅の所在地、大学への通学経路などによる事情から、自転車やバイクでの通学可否をご相談させていただく場合があります。

》本学での学生への指導・支援

本学は、学校インターンシップの開始前に事前指導を行い、活動の目標設定、個人情報の取り扱いや守秘義務、心得やマナーなどを指導します。また、活動期間中にはフォローが必要な学生を中間指導し、終了後には事後指導を行い活動をふりかえらせます。

学校インターンシップの活動期間中、学生には定期的に自分の活動状況を指導教員に報告させ、指導教員は必要に応じて指導や支援を行うほか、学生の不適切な行為などが発生した場合には、本学の教員が受入校を訪問するなどして対応します。

》誓約書の提出と保険の加入

本学は、学生に守秘義務や個人情報の取り扱いなどについての誓約書を受入校に提出させます。また、全学生に傷害保険及び賠償責任保険に加入させており、学校インターンシップの活動に係る事故等については、それらの保険を以って対応します。

》学校インターンシップと教育実習の接続

本学では、実践的な学修を継続させたいとの考えから、学校インターンシップ受入校で、学生が翌年度の教育実習の受入を依頼させていただく場合があります。

教育実習には主免許取得のための教育実習(8月下旬から10月頭までの間に3週間、3回生が実施)と、副免許取得のための教育実習(5月上旬から11月上旬までの間に2週間、4回生が実施)があります。

学生が教育実習の受入をお願いした場合は、実習期間や時期を確認のうえご検討いただき、学生が持参します所定の内諾可否書でご回答をお願いいたします。内諾後は、改めて実習前年度の秋以降に大学より正式な依頼状を送付いたします。

》学校インターンシップと介護等体験

学生が学校インターンシップ受入の面談時に特別支援学級や通級指導教室での介護等体験(5日間)の受入を併せてお願いする場合があります。学生が介護等体験の受入をお願いした場合は、活動希望時期等を確認の上ご検討ください。また、受け入れていただける場合は、学生が面談時に持参いたします「学校インターンシップ・介護等体験受入承諾書」(9ページ参照)の該当欄にチェックを入れ、学校長の署名をお願いいたします。
※介護等体験の概要については、7ページを参照ください。

令和6年度学校インターンシップ実施の流れ

学校インターンシップ実施に向けての基本的な流れは次の通りです。



※1 【受入校の情報提供】(8頁参照)

下記のURLもしくは、右記QRコードから受入情報を入力してください。

<https://x.gd/9RzAb>

WEB入力ができない場合は、以下にE-mailで受入票をご請求ください。エクセルファイルをお送りします。

受入票請求先:教育実践支援ルーム(担当:水本・上野) E-mail:epsroom@cc.osaka-kyoiku.ac.jp

※2 【受入承諾書】(9頁参照)

学生が受入校に持参します。学校インターンシップと併せて介護等体験の受入をお願いする学生もいます。

受入が決定した場合は、学校長の署名後コピーをお取りの上、保管ください。原本は学生が大学に提出します。

※3 【誓約書】(10頁参照)

活動初日に学生が持参しますのでお受け取りください。

※4 【出席表】

学生が持参し毎回活動時間や内容を記入します。最終日に出席表に学校長の署名をお願いします。

※5 【教育実習の受入】

学生から受入校に教育実習の受入を依頼させていただく場合があります。

》学校インターンシップ カレンダー

教育委員会 学 校		1 回 生	2 回 生		3 回 生		4 回 生				
		学校インターンシップ 手続き期間	学校インターンシップ 手続き期間	活動期間	学校インターンシップ 手続き期間	活動期間	活動期間				
2月			事前指導・学校インターンシップ開始								
3月			学校インターンシップ受入校へ教育実習主免許の受入内諾依頼	学校インターンシップ活動期間	教育実習配当校に 学校インターンシップの 受入依頼 ³	学校インターンシップ受入校へ教育実習（副免許）の受入内諾依頼	学校インターンシップ活動期間				
4月											
5月	大学より 案内文書送付										
6月											
7月	受入校情報の 提供 (学校) =WEB入力=										
8月											
9月					教育実習 (主免許) (3週間)						
10月		学生対象学校インターンシップ説明会									
11月	仮決定校通知 受入校にて 面接	教育実習の 受入内諾の 回答 (学校) ^{*2}	受入校情報の学内公表 ↓ 学生の希望校登録 ↓ マッチング作業 ↓ 受入校において、受入面接 受入面接時に 教育実習(主免許) 受入依頼^{*1}								
12月											
1月	各教委に 決定状況報告				教育実習校へ 学校インターンシップの 受入依頼 ^{*4}						
		学校インターンシップ終了・事後指導									

(注)

*1 3年生実施の学校インターンシップの受入依頼時に令和6年度教育実習(主免許)の受入をお願いする学生がおります。

*2 内諾についてご検討いただき「教育実習受入内諾可否書」を本学にご送付ください。【令和5年12月回答済】

*3 令和6年度教育実習配当校に3回生での学校インターンシップの受入をお願いする学生がおります。受入れていただける場合は「学校インターンシップ受入承諾書」を学生にお渡しください。【令和6年3月～5月】

*4 令和6年度教育実習の終了したのち、4回生実施の学校インターンシップの受入をお願いする学生がおります。

》「学校インターンシップ」Q&A

Q1. 受入学生に何をさせればよいのか？

A1. 教科指導の教員の補助、学校行事での支援、授業中配慮を要する子どもの個別支援、休み時間の子どもの見守り、提出物の点検やプリントの丸付け、給食・清掃活動の補助、放課後学習や部活動の支援・指導補助、外国人児童生徒の支援・指導補助などが考えられます。
学生は大学で、1回生から教職の基礎を学修し始め、2、3回生で各教科の指導法などの教職科目を学びます。

Q2. 「学校インターンシップ」の受入時期はいつか？ また、その時期以外で受入れることは可能か？

A2. 「学校インターンシップ」の受入時期は、令和6年2月13日から翌年1月10日までになります。その時期以外で受入れる場合は、「学校サポート活動(大学公認ボランティア)」として受入れてください。
なお、1月10日までに60時間の活動時間を満たさない場合は、大学の担当者に相談するよう学生にご指導ください。

Q3. 受入学生は、傷害保険等に加入しているか？

A3. 全ての学生が、学生本人の傷害はもちろん、他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊させたりした場合の損害賠償を補償する保険に加入しています。

Q4. 受入学生を60時間の活動期間を終えてからも引き続き受入れることは可能か？

A4. 「学校インターンシップ」は60時間としていますので、学生が60時間を超えて活動の継続を申し出た場合、受入可否を学生に回答してください。受入れていただける場合、その活動は「学校サポート活動(大学公認ボランティア)」の位置づけになります。学生は本学において「学校サポート活動(大学公認ボランティア)」の手続きをする必要がありますが、受入校は手続きや本学への連絡などは必要ありません。

Q5. 「学校インターンシップ」は60時間未満では受け入れられないのか？

A5. 1か所で60時間の活動が原則です。しかし、事情によっては複数校で合計60時間でも認める場合があります。

Q6. 受入学生に謝金を支給してもよいか？

A6. 「学校インターンシップ」は無報酬・交通費自己負担になっていますので、謝金等は支給しないでください。「学校サポート活動(大学公認ボランティア)」は特に制限がないので、謝金を支給していただいて結構です。

Q7. 受入学生に対する指導謝金を大学に請求してもよいか？

A7. 「学校インターンシップ」「学校サポート活動(大学公認ボランティア)」とも、受入学生に対する指導謝金はお支払いしていません。ご了承願います。

Q8. 受入学生の態度が悪い場合や、授業補助などの役割が果たせないと判断した場合などは、受入れを途中で打ち切ってもよいか？

A8. 大学にご相談ください。協議のうえ打ち切り又は継続等を決定いたします。

Q9. 受入学生から教育実習の受入依頼を受けたが断ってもよいのか？

A9. 断っていただいて差し支えありませんが、本学では、学校インターンシップと教育実習を接続させ、実践的な学修を継続的に行うことで、学修効果を高めようと考えています。支障のない限りご協力をお願いいたします。

Q10. 受入学生から介護等体験の受入依頼を受けたが断ってもよいのか？

A10. 断っていただいて差し支えありませんが、これまでも学校インターンシップの活動で、支援学級や通常学級で支援学級児童生徒への学習補助等をさせていただいている学生も少なくありません。その活動を「介護等体験」の枠組みの中で行わせていただければと考えています。支障のない限りご協力をお願いいたします。

介護等体験の概要

》介護等体験

平成10年から施行されている「介護等体験特例法」の規定で、小学校及び中学校の教諭の普通免許状取得希望者に介護等体験が義務付けられています。

社会福祉施設等で5日間、特別支援学校で2日間、計7日間の「介護、介助の体験」を行うことになっていますが、令和3年から社会福祉施設等だけでなく特別支援学級や通級指導教室等での介護等体験が実施可能となりました。令和4年12月の中教審答申において、特別支援学級等での体験機会を積極的に設けていくことが重要であるとの記載もあることから、本学でも令和6年度より「社会福祉施設等での体験5日間」を特別支援学級等での体験も可能として対象施設の拡大を図る次第です。

》受入をお願いする学生

学校インターンシップの受入をお願いする学生のうち、貴校で介護等体験を希望する学生

》特別支援学級および通級指導教室等での介護等体験の内容(例)

授業参観、児童生徒の学習や生活の補助、学校行事への参加、教員の補助、登下校指導の補助など

》体験期間と時間

令和6年2月～12月(インターンシップの期間中、もしくは、インターンシップ前・後)の期間のうち、原則、連続する5日間。1日あたり7～8時間程度。

※連続する5日間とは→月曜日～金曜日、火曜日～月曜日、月・火・(祝)・木・金・月 等連続する5日間が難しい場合は、分割しての体験も可能です。

※介護等体験は、学校インターンシップと同様公欠の対象にはなりません。

学校インターンシップと介護等体験 活動パターンの例			
学校インターンシップ前に介護等体験	介護等体験	学校インターンシップ	
学校インターンシップ後に介護等体験	学校インターンシップ		介護等体験
学校インターンシップ中に介護等体験	学校インターンシップ	介護等体験	学校インターンシップ

※学校インターンシップは時間単位で60時間の活動、介護等体験は1日単位で5日間の体験となります。

》介護等体験を行ったことの証明(体験証明書)

5日間の体験終了後、「証明書」(11ページ参照)に学校長の職名・名前と公印をお願いします。

※本学では書類作成における押印を廃止していますが、免許状申請にかかる書類ですので公印押印をお願いします。

》介護等体験中の事故

介護等体験に係る事故等については、学校インターンシップ同様、全学生加入の傷害保険及び賠償責任保険の対象となります。

》その他

学校インターンシップ同様、学生への指導や評価をお願いすることはありません。

また、本学での学生への指導・支援、受入校への誓約書の提出等は、学校インターンシップに準じます。

学生受入票のWEB 入力について

学校インターンシップ登録フォーム

※9月15日(金)までに入力ください

登録画面

【大阪教育大学】令和6年度 学生受入票

柏原キャンパス [学校インターンシップ]用

学生がこの受入票を見て受入希望校を選びます。11月下旬以降、大学より仮決定の通知をさせていただきます。その後、学生の面談を実施していただき、受入の承諾をしていただきます。

tefu06482@gmail.com [アカウントを切り替える](#)

* 必須の質問です

メールアドレス *

メールアドレス

設問1 学校名 *

(例)〇〇市立〇〇小学校、私立〇〇小学校 等

回答を入力

設問2 担当者役職 *

(例)教頭

回答を入力

設問3 担当者名前 *

姓と名の間は、全角スペース1を開けてください。(例)大教 太郎

回答を入力

設問4 学校の郵便番号 *

郵便番号を、ハイフンを含めて半角で記入してください。(例)582-8582

回答を入力

設問5 学校の住所 *

番地は半角数字で記入してください。(例)大阪府柏原市旭ヶ丘4-698-1

回答を入力

設問6 学校の電話番号 *

WEB入力できない場合は、以下にE-mailで

受入票をご請求ください。

エクセルファイルをお送りします。

受入票請求先:

教育実践支援ルーム(担当:水本・上野)

E-mail:

epsroom@cc.osaka-kyoiku.ac.jp



<https://x.gd/9RzAb>

上記のURLまたはQRコードを開き、必要事項を選択又は入力のうえ、最下の「送信」をクリックしてください。

5人を上限として入力してください。

回答を入力

設問16 学生の通学手段について *

本学は「原則公共交通機関を利用」と指導しておりますが、それ以外に可能な通学手段も含めてご回答ください。

- ☐ 公共交通機関のみ
- ☐ 自転車
- ☐ 原付バイク
- ☐ 相談に応じる

設問17① 教育実習の受入について *

本学では、可能な範囲で学校インターンシップと教育実習の接続を実施しております。貴校での教育実習受入状況についてご回答ください。

- ☐ 卒業生のみ受け入れている
- ☐ 卒業生でなくても、学校インターンシップを経験した学生については受け入れている
- ☐ 卒業生以外も受け入れている
- ☐ 受け入れていない

設問17② 教育実習の受入について *

- ☐ 6月もしくはその前後
- ☐ 9月もしくはその前後
- ☐ 相談に応じる

設問18 介護等体験の受入について *

平成10年から施行されている「介護等体験特例法」の規定で、小学校及び中学校の教諭の普通免許状取得者に介護等体験が義務付けられています。

従前は社会福祉施設等で5日間、特別支援学校で2日間の計7日間で実施しておりましたが、令和6年度より社会福祉施設等だけでなく特別支援学級や通級指導教室等で実施させていただきたいと考えていますので、ご協力をお願いいたします。

- ☐ 受け入れる
- ☐ 受け入れない

回答のコピーが指定したアドレスにメールで送信されます。

送信

1/1 ページ フォームをクリア

Google フォームでパスワードを送信しないでください。

様式 3 - 1

令和6年度 (活動時期: 令和6年2月13日~令和7年1月10日)

学校インターンシップ受入承諾書

学校インターンシップ用

記入日: 年 月 日

＜学生記入欄＞

大学・学部	大阪教育大学 教育学部	ふりがな	回生
学籍番号		課程・専攻・コース	専攻 コース
電話番号 (連絡がつきやすい携帯電話番号が望ましい)		E-mail	@ex.osaka-kyoiku.ac.jp
住所	〒		
通学経路	(自宅と受入校の間の通学経路を記入) ※自転車、原付バイクでの通学は、受入校の校長先生に許可された場合のみ可能です。		
受入校で学校インターンシップ・介護等体験に取り組むにあたっての抱負			

上記の学生を、下記の通り受け入れることを承諾します。(□にチェックをお願いします。)

- ☐ 学校インターンシップと介護等体験
- ☐ 学校インターンシップのみ

学 校 名
学校長名

年 月 日

※書類作成における押印を廃止しています。
※受入校園でコピーをお取りいただき保存ください。原本は学生に返してください。

様式 3 - 1

令和6年度 (活動時期: 令和6年2月13日~令和7年1月10日)

学校インターンシップ受入承諾書

学校インターンシップ用

記入日: 年 月 日

＜学生記入欄＞

大学・学部	大阪教育大学 教育学部	ふりがな	回生
学籍番号		課程・専攻・コース	専攻 コース
電話番号 (連絡がつきやすい携帯電話番号が望ましい)		E-mail	@ex.osaka-kyoiku.ac.jp
住所	〒		
通学経路	(自宅と受入校の間の通学経路を記入) ※自転車、原付バイクでの通学は、受入校の校長先生に許可された場合のみ可能です。		
受入校で学校インターンシップ・介護等体験に取り組むにあたっての抱負			

上記の学生を受け入れることを承諾します。

学 校 名
学校長名

年 月 日

※書類作成における押印を廃止しています。
※受入校園でコピーをお取りいただき保存ください。原本は学生に返してください。

様式 1（受入校提出用）

立

学校

様

校長

学校インターンシップに関する誓約書

私は、学校インターンシップにあたって、以下のことを守り、誠実に活動することを誓います。

（1）活動期間中は活動に専念し、受入校の指示・指導に従います。

（2）服装・態度・言動に注意し、教師・社会人としての品位を失わないよう心がけます。

（3）活動にあたっては、健康管理に留意します。

（4）許可なく、「学校インターンシップ 課題」作成に関するメモ以外の記録（録音・撮影を含む）を行いません。

（5）活動中及び終了後においても、知り得た個人情報等を守秘し、適正に取り扱います。

（6）活動中及び終了後においても、SNS などの利用も含め、児童・生徒・保護者等に個人的に接しませんが、誓約に反したことにより、学校インターンシップを中止されても異議を唱えませんが、

（7）

年

月

日

大 阪 教 育 大 学

課程

専攻

コース

名前

※書類作成における押印を廃止しています。

様式 4

学校インターンシップ活動計画報告書

<学生記入欄>

大阪教育大学

課程

専攻

コース

学籍番号

名前

立

学校

活動校名

令和6年 月 日

活動開始

※毎週〇曜日め〇時～〇時など活動日時等の計画を記入してください。

※短時間集中型の場合は〇月〇日～〇月〇日の〇〇日間

活動日時等の予定

※予定の活動内容にチカグを入れてください。

☐ 授業やその準備の補助

☐ 学級経営に関わる仕事の補助

☐ 特別活動及び行事やその準備の補助

☐ 放課後指導など授業以外での指導やその補助

☐ 部活動の指導の補助【クラブ名等： 】

☐ その他（ ）

活動内容の予定

※ 学校インターンシップに参加する者は、実習校へ行くために電車・バス等を利用する場合に、普段の通学区間とは違う区間の実習用通学定期券を購入するために必要な実習用通学証明書と申請することが可能です。

実習用通学証明書を申請する場合は、下記に記入した校の校長先生の署名をいただき、教育実践支援ルームで所定の手続きをして下さい。なお、実習用通学証明書による通学定期券は学校インターンシップ期間中に実習校に行くことのみ使用できます。申請には1か月ほどかかりますので、余裕をもって申請してください。

また、実習期間等の都合上、回教等を利用するほうが割安になることもありますが、あらかじめ利用する電鉄会社等のHP などから料金を確認してください。発行する定期券については原則磁気定期券になります。

※書類作成における押印を廃止しています。

11

様式 5

令和6年度 学校インターンシップ科目

学校インターンシップ 課題

<注意事項>

1. この課題は、受入校には持って行かないで自宅で作成し、ファイルを自分のパソコンに保存しましょう。

2. 令和7年1月17日17時（時間厳守）までに、このファイルを Moodle から提出してください。提出する際、ファイル名は「専攻・コース＋学籍番号＋名前」にしてください。

3. 学校名、児童・生徒や教職員の名前を記述する時には、個人名ではなくイニシャルなどで表しましょう。

4. 60 時間の活動が終わるまでに、次ページ以降の4つの課題に取り組みましょう。事実を忘れてしまわないように、早めに取り組みましょう。

課程

専攻

コース

指導教員名：

学籍番号：

名前：

大阪教育大学

別紙様式

証 明 書

本 籍 地

氏 名

生 年 月 日

年 月 日

大 学 名

大阪教育大学

上記の者は、下記のとおり本施設において、小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律第2条に規定する介護等の体験を行ったことを証明する。

記

期 間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

（ 日間）

学校名又は施設名及び住所

体 験 の 概 要

学校又は施設の長の名及び印

備考

1 本籍地欄は都道府県名だけを記入し、市町村名以降は記入しないこと。外国籍の場合は国名を記入すること。

2 生年月日は元号で表記すること。

3 複数の期間にわたる場合には期間毎記入すること。

4 体験の概要欄には「〇〇の介護等」(例:「高齢者の介護等」「知的障害者の介護等」)と記入すること。

5 学校又は施設の長の名は役職名を添え、証明印は施設の公印に限る。学生は「学校又は施設の長の名及び印」の欄は記入しないこと。

6 訂正は認められないので、記入の際は十分に注意すること(修正液不可)。